



ハラスメント相談室だより

8月です。まだまだ暑い季節が続きますが、みなさんいかがお過ごしですか。
ハラスメント相談室だより第18号の発行です。

ハラスメント相談員研修会を実施しました。

6月13日（木）に吹田キャンパス、27日（木）に豊中キャンパスにてハラスメント相談員研修会を実施しました。初めにハラスメント相談室の藤原敏道室長から本学の相談体制について説明があり、続いて同相談室専門相談員の濱田助教が、本学におけるハラスメントとその相談の傾向、相談対応についての留意点・注意点等について講義しました。受講者にはグループごとに架空事例を用いたケースワークにも取り組んでいただきました。講義で学んだことをもとに実際にケースワークをすることで、どのような点に気をつけて相談に乗るとよいか分かり安心したというご意見や、やはり実際に相談を受けるとなると難しい、などたくさんのご意見をいただきました。

今後も毎年相談員（実際に相談を受ける立場の方も含む）向けの研修を行う予定ですので、ぜひご参加ください。

コラム 相談員からちょっとひとこと

ハラスメントの現場を目撃したとき、見て見ぬふりをしてしまったことはありませんか？「この状況はまずいよな、どうしよう…」と思いながらも、何をしたらよいのか分からず、結果的に何もできなかったという経験をお持ちの方もいらっしゃると思います。ハラスメントは被害者加害者間のみで起こることもありますが、多くの場合はそこに目撃者（第三者）の存在があります。ハラスメントを見かけたときに出来ることを少し考えてみたいと思います。

2017年12月のニューヨーク・タイムズ、クレア・ケイン・ミラー氏の記事で、目撃者（第三者）に出来ることとして次のようなことが紹介されています。

- ◆あなたの考えを話す（例）「その冗談、ぜんぜん笑えないですよ」
 - ◆状況に介入する（例）本を床に落として音をたてる。被害者を別の部屋に呼び出す
 - ◆被害者に話しかける（例）「さっきのこと、私は気になったのだけれど、あなたは大丈夫？」等。
- 加害者は不適切な発言や行動がどのくらいまでゆるされるのか試すことが多いとのこと。つまり、職場や研究の環境が良好であれば、加害者の行為がエスカレートすることを阻止できる可能性があるということです。2018年4月に一般社団法人ちやぶ台返し女子アクションが作成した、性における同意の大切さを大学生向けに解説した「SEXUAL CONSENT HANDBOOK」という冊子があります。ここでは目撃者（第三者）の関わり方として「3つのD」、DIRECT（直接介入する）DISTRACT（気を逸らす）DELEGATE（委任する）が紹介されています。冊子は主に性暴力防止について書かれていますが、「3つのD」はセクハラをはじめ他のハラスメントの場面でも有効だと思います。

冊子は無料でダウンロードできます。（<https://chabujo.com/>）見て見ぬふりから一歩進み、被害を未然に防げる場面が増えることを願っています。

大阪大学ハラスメント相談室 （秘密厳守）

豊中地区 06-6850-5029、06-6850-6006
 吹田地区 06-6879-7169
 箕面地区 072-730-5112



大阪大学
「ワニ博士」

大阪大学HP http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention_sh

編集・発行 大阪大学総務部ハラスメント対策事務室

〒565-0871 吹田市山田丘1-1 Email: soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp